

## 第2回四條畷市交野市清掃施設組合管理及び運営のあり方に係る審議会（議事要約）について

令和2年2月13日（木）・午後2時00分～午後3時30分

四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟2階・大会議室

出席名

委員

金谷一郎委員（会長）・永榮久仁子委員（副会長）・澤村聡子委員・西口文敏委員・西岡浩二委員

事務局

交野市：濱中 嘉之（環境部長）

四條畷市：山本 良弘（市民生活部長）

四條畷市交野市清掃施設組合：二神 和則（事務局長）・奥田 浩樹（事務局次長）・梅垣 信一（副参事）・谷辻 和彦（副参事）・太田 広治（総務課長）・木邨 信吉（総務課長代理）

パシフィックコンサルタンツ(株)：枝澤 圭祐・山崎 衛・道浦 貴大

オブザーバー

交野市：なし

四條畷市：なし

四條畷市交野市清掃施設組合：後藤 弘宣（管理課長）・上村 悟司（施設課長）・小西 享（総務課主任）・井上 政明（総務課主任）

### 1. ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討報告書について

金谷会長：次第1、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討報告書についてですが、論点ごとに進めてまいりたいと思います。

論点①、定性評価と定量評価（VFM）の重みづけについてですが、前回の審議会におきまして澤村委員から定性評価と定量評価の重みづけについてと定量評価の点数基準について質問がありました。事務局から回答をよろしく申し上げます。

事務局（梅垣）：それでは、私のほうからご回答申し上げます。お手元に質問回答という資料がございますので、これに沿って順次説明させていただきます。

まず1ページ目でございますが、澤村委員の質問、定量評価と定性評価の重みづけに対する事務局からの回答でございます。報告書には総合評価がございまして、その表の配点、◎、○、△、×の配点につきましては、横軸の項目ごとの各パターンの優先順位で決めております。重みづけは縦軸に優先順位をつけることとなります。

しかし、安全・安心・安定した施設運営（定性評価）はごみ処理施設にとって最も大きなコンセプトであり、このコンセプトがあるからこそ市民の皆様からのご理解が得られているものと考えております。

一方、施設運営に係る経費も、市民の皆様からの税金で賄っておりますので、経済性に優れた施設運営（定量評価）も当然重要なコンセプトでございます。

つまり、安全・安心・安定した施設運営（定性評価）と経済性に優れた施設運営（定量評価）との間には優劣はないと考えております。例えば定量評価を定性評価の A 倍とするなど、逆に重みづけをした場合は、その重み A の妥当性の説明が困難であると考えます。

次に、澤村委員の定量評価の点数基準に対する事務局からの回答でございますが、点数基準は、◎が 3 点、○が 2 点、△は 1 点、×は 0 点としており、定性評価と同じ点数基準を用いております。これは定性評価と定量評価の重みづけをしていないからでございます。もし 3 点から 0 点の間で金額の差に応じて点数を配分するならば、配点が整数にならず、下記のとおりとなり、定性評価の配点と異なってしまいます。

配点の一例ですが、パターンごとに差額が 1.7 億、1.3 億、0 円となっておりますが、点数をその金額の差に応じてつけ、式を入れますと、D が 3 点、B が 2.529412、A が 1 点というようにばらついてしまいます。定量評価のこの点数にならないということになってきます。また、〇〇億円から△△億円は◎、△△億円から□□億円は○と、金額で点数をつける方法を取っていません。なぜなら、範囲を設定する場合、客観的な範囲の設定が困難であるからでございます。VFM というのは現状と比べて改善するかどうかの評価の大きな分かれ目となります。したがって、現状のパターン A を基準とし、現状よりも改善しないもの、VFM がマイナスとなるものはそれよりも評価が低くなります。つまり基準が△で 1 点、VFM がマイナスなら×で 0 点となります。VFM が改善する、つまりプラス点になるほうは最も改善するものを◎で 3 点、次いで改善するものを○で 2 点としております。

以上により、安全・安心・安定した施設運営と経済性に優れた施設運営との間には優劣がないものとしており、この点数についても現状と比べてどうなのかということで定性評価と同じような配点をしているということでございます。説明は以上でございます。

金谷会長：澤村委員、この回答を聞いて何かご意見はございますか。

澤村委員：今の回答を受けまして、施設運営のコンセプトである安全・安心・安定した施設運営と経済性に優れた施設運営は市民目線から考えると優劣をつけることはできないものであると私も思います。また、定量評価の点数基準につきましても、ご説明ありがとうございました。理解いたしました。

金谷会長：ありがとうございました。他の委員の方で①の論点につきましてご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

では、意見がないようでございますので、論点①、定性評価と定量評価、VFM の重みづけについて、安全・安心・安定した施設運営（定性評価）はごみ処理施設にとって最も重要な大切なコンセプトであり、このコンセプトがあるからこそ、住民からのご理解が得られるものと考えられる。また、施設運営に係る経費も市民の税金により賄われており、経済性に優れた施設運営（定量評価）も同様に市民にとっても重要なコンセプトであると考えます。これらのことから施設運営コンセプトである安全・安心・安定した施設運営と経済性に優れた施設運営の価値は同等であって優劣はないものと考えられるということでもとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

金谷会長：では、審議会としてはこのように論点①の結論とさせていただきます。

次に、論点②「D' の VFM 改善の可能性について」ですが、前回の審議会において、澤村委員から 115 ページ及び 116 ページのわかりやすい資料の請求、経費削減率の実現可能性の予測について、同等品採用の是非について質問がありました。

また、私から、事業者努力による費用削減効果についての質問をいたしました。事務局から回答をよろしく願います。

事務局（梅垣）：まずお手元の質問回答のペーパーでございますが、論点②の質問回答で言いますと、論点②の 2 ページ目の一番下に、澤村委員の質問、115、116 ページのわかりやすい資料の作成に対する回答をさせていただきます。

事務局（山崎）：A3 でお配りしているカラーの別紙 1 と、次のページの別紙 2 をご覧ください。別紙 1 の 1 ページ目が報告書本編の 115 ページ、配置転換が必要となる人員の人件費を考慮しない場合のシミュレーションについての表を抜粋しております。吹き出しで①から⑦、あともう 1 つ吹き出しがありますが、順番に説明していきます。上の段から、①熱回収施設 15 年間の運転維持管理に要する実経費をここに挙げております。収益、例えば売電収入等はマイナス計上しております。①の中には組合の所掌になるもの、例えば組合直営の人件費も含んでおりますし、事業者に任せるものとして例えば用役費など、そういった組合所掌・事業者所掌をどちらも含んだ経費になっております。

具体的な区分につきましては報告書本編の P. 44 から P. 76 で、各業務区分について

組合が負担するのか、事業者が負担するのか、その分担の整理をしております。具体的に費目別にどうなのかというのは報告書の別紙 6、7、シミュレーション表の細かいものをつけておりますが、そちらのほうをご覧くださいと思います。

続いて、今日の資料の別紙 1 の②で挙げているこの 6 行につきましては、リサイクル施設の運転、維持管理に要する実経費でございます。

その下 3 行、③についてはその他、上記以外、熱回収とリサイクルの運転、維持管理以外の経費でございます。具体的には組合の直営部分の人件費などが入っています。

④、上半分の表の一番下の行ですが、ここは合計欄です。施設の運営管理に要する実経費の合計となっております。包括委託の場合の SPG の利益や配当はここには含んでおりません。

下半分の表の緑のところ、⑤で吹き出し矢印を入れているところですが、こちらのほうは SPG の利益、配当も十分見込んだ費用となっております。よって、④の費用と⑤の費用で差が出ているというところですが、具体的な十分な委託費というのは、前回の審議会でもご説明させていただきましたが、EIRR という指標がございます。事業者への利益の配当が、指標として 5%確保するぐらい実経費に対して上乗せされた金額を意味しています。

⑥は 8 行ありますが、⑤の事業費総額の内訳となっております。一番上の行、運営委託費または維持管理委託費と書いてある行については事業者の所掌です。その下、有価物売却費、用役費、こちらは事業者所掌としていないものをここに挙げているというところですが。

⑦、下から 2 つ目の表ですが、⑦については事業費総額⑤を現在価値換算した金額となっております。現在価値換算の説明については報告書本編の 114 ページをご参照ください。簡単に考え方を書いておりますが、割引率という数字がございます。0.8%と⑦のところに書いてありますが、割引率がプラスの場合は貨幣価値が上がっていくという想定になります。この場合、将来に支払う費用を前もって決めておくような長期的な委託のときに現在価値換算での事業費が下がるため、有利に働くということになります。

一番下、現在価値換算での VFM という数字で、123 ページで総合評価を行っているというところですが。

続いて、2 ページ目、別紙 2 ですが、こちらは本編 116 ページの配置転換が必要となる人員の人件費を考慮する場合のシミュレーションについてです。ほとんどの費用は先ほどの 115 ページと同じですが、表中青字で示している金額が 115 ページと異なります。115 ページと異なるのはパターン D とパターン D' におけるその他施設管理の人件費です。具体的には直営の人件費です。

配置転換が必要となる人員を本編の 109 ページに挙げております。その人員の人件費を加算しているため、115 ページと 116 ページの金額は異なる、青字の部分の金額が異なるということになります。したがって、配置転換が必要となる人員の人件

費としては差分になります。115 ページ目のこの金額と別紙 2 の 116 ページ目のこの青字の金額の差分になります。よって、パターン D のときは青字の約 26 億円から、先ほどの別紙 1 のところの同じ金額約 23 億円を差し引いた金額として約 3.1 億円が、配置転換が必要となる人員分の人件費となります。

D' のほうも同様です。約 26 億円から約 23 億円を引いて、約 3.7 億円という金額が、配置転換が必要となる人員の人件費となります。

続いて、グラフの説明、これは先ほどの 115 ページと同じ見方ですが、右肩上がりの赤の矢印を入れております。点検整備費を事業者の所掌にする包括委託を含むパターンでは事業者の努力によって横軸に示している点検整備費の削減率が上がれば、全体事業費の縮減につながって、縦軸の VFM が改善していくというシミュレーションになります。

グラフが交わるのところ、横一線・紺色の D のグラフと右肩上がり・焦げ茶色の D' のグラフが交わるころが、おおよそ 35% ぐらいの点検整備費が削減できたときで、このときには D' が D を上回るという形になっております。

別紙 1 と 2 の説明については以上です。

事務局（梅垣）：質問の回答を続けさせていただきたいと思います。論点②に関する質問回答書の 3 ページをごらんいただきたいと存じます。次は事業者努力による経費削減効果ですが、金谷会長から、中段に下線を引いておりますが、事業者の努力というものは売電収入と同等品に関しまして、民間事業者が負う責任の範囲も大きく変わります。この段階、各々の段階の問題ではありますが、まず行政責任としてどうしていくのかということが前提でないと業者のほうではなかなか検討が難しい。そこで、行政責任をどうされようと思っておられるのかという、このご質問に対する回答でございます。

ご指摘のとおり、事業者努力による経費削減効果が発揮できるように、「売電収入の取扱い」と「同等品の使用について」行政と民間事業者の責任の範囲を明確にすべきであると考えます。

はじめに、「売電収入の取扱い」における責任の範囲についてご説明申し上げます。シミュレーション上は、現在見込んでいる売電収入（これまでの運転実績を基に設定した売電収入）を単純に事業者所掌にただけでは VFM は改善いたしません。なぜなら、売電収入相当分は事業者への委託費が減少したとしても、当然、その分の売電収入が組合には入らなくなるためです。売電収入を事業者所掌とすることで事業費全体の削減を期待するとなると、「事業者が努力により現在よりも買電量を減らすか、電力使用量を減らす」必要がございます。

発電量は基本的に入ってくるごみの質に大きく左右されますが、現在よりも安定的に発電するためにごみの攪拌作業を念入りに行うとか、省エネルギーに努めるなどの方法により売電量を増やすこととなります。一般的には一定のインセンティブ付与に繋がるため、売電収入を事業者所掌とすることが効果的であると見られる一方、

売電収入変動の長期予測が困難である、というのも、非 FIT 部分は市場変動に左右されることや、売電事業は法制度の変更リスクがあること、発電量はごみ量・質の変動リスクがあることが理由として考えられることから、事業者側にとっては、長期包括的な運営において売電収入を事業者所掌とすることは、リスクを高める要因とみなされる可能性があります。そこで、事業者側は、例えば売電単価を低く設定し、収入を低く見積もることでリスクを軽減させるなどの対策を取る必要性が生じます。よって、事業者にとっては、売電収入はインセンティブが働くとはいえ、長期包括的な運営においてはリスク対策によって生じるデメリットも発生し、事業費全体の削減には繋がらない可能性が考えられます。

そこで、「売電収入の取扱い」における責任の範囲でございますが、結論といたしましては、売電収入の取扱いにおける責任の範囲については、現時点では明確にすることはできませんでしたが、令和 12 年度からの長期包括委託の導入にあたっては、事業者との対話などの方法により、行政と事業者相互の責任の範囲を明確にすることが必要であると考えております。

続きまして、「同等品の使用について」の責任の範囲についてご説明申し上げます。他市の事例を紹介させていただきます。事業者が特殊製品の調達が困難な場合は、事業者自らの責任で同等品の調達を行うことを条件に同等品の使用を認めている自治体がございます。それは報告書 P. 119 の C 市でございますが、実際に事業者努力による（5%を超える）経済効果が確認されています。

続きまして、澤村委員の金谷会長の質問に関連した質問でございます。売電収入の将来見込み額と民間になった場合の VFM の改善率、同等品を認めた場合の部品費の節減額と VFM の改善率の説明でございます。これは 5 ページの真ん中でございますが、澤村委員の質問、経費削減率の実現可能性の予測に対する事務局からの回答ということで申し上げます。

P. 115 と P. 116 では、同等品採用による点検整備費だけに着目して削減率を整理しておりますが、競争が働く際、実際には点検整備費だけでなく、人件費や用役費を含む委託費全体での削減となります。

P. 115、P. 116、先ほどお手元にお示ししました資料別紙 1 と別紙 2 に在りますが、「点検整備費が 32%改善」するときは、VFM では約 5%改善しております。事業費全体での縮減金額としては約 7 億円となります。つまり、包括的な委託によって事業費全体の 5%削減が現実的かどうかということですが、ここで、P. 119 でもご紹介した他事例での落札率を調べてみますと、以下のとおりとなっております。

A 組合の落札率につきましては、18 年から 21 年の 3 年間の包括委託で落札率が約 97%、23 年から 33 年の 10 年間の包括委託で 99%以上、C 市の落札率は約 87%。C 市は公募型プロポーザル方式を導入されており、優先交渉権者に対しての提案額となっております。これは 5%を優に超えております。

結論といたしましては、事業費全体の縮減率が 5%を上回っている事例もございましたので、経費削減率の実現可能性はあると考えられます。

続きまして、5 ページのところでは澤村委員のご質問がございます。中段のところでは、安全性に少しでも不安があるのであれば、たとえ高額であっても純正の部品を使用すべきだと思いますし、部品代は事業費総額の検討から外されてもいいのではないかとこのご質問に関してのご回答です。

6 ページをご覧ください。回答ですが、事業者自らの責任で同等品の調達を行うことを条件に同等品の使用を認めている自治体がございます。同等品を使用した場合に、設備の性能に影響を及ぼす可能性がある製品は何なのかを見極めるということも重要であり、「安全、安心、安定した施設運営」の観点から同等品の使用の範囲を慎重に行政として判断しなければならないと考えております。

また、行政機関が施工メーカーからの特殊製品の直接調達を指定する場合は、施工メーカーとの覚書締結や価格公表等を事業者側は期待しております。事業者が価格公表等に期待している理由は、特殊製品の調達価格を同額としてほしいということではないかと考えております。言い換えれば、特殊部品代は経費削減効果の対象外となり、澤村委員のおっしゃる VFM の検討から外するという考え方に他ならないのではないかと考えます。そこで、特殊部品代を事業費総額の検討から外した場合の VFM についての回答ですが、現在価値換算において「-3.78%」から「-3.12%」と、0.66%の改善となります。これは、パターン D´において点検整備費の所掌を組合所掌としたときの VFM でございます。改善されますが、依然マイナスでございますので、0 点となり、配点に変更はございませんでした。

以上が回答でございます。

金谷会長：まず、澤村委員から何かご意見等はございませんか。

澤村委員：今回、115 ページ及び 116 ページのわかりやすい資料を作成していただき、また、経費削減率の実現可能性についても、ご説明をいただいて、理解することができました。ありがとうございます。

また同等品採用の是非については、事業者が特殊製品の調達が困難な場合は、事業者自らの責任で同等品の調達を行うことを条件に同等品を認めている自治体があるということはわかりましたが、同等品の安全性の問題や市民の不安払しょくについて、先ほど回答がありましたように、施設の性能への影響がないよう、安全、安心、安定した施設運営の観点から同等品の使用の範囲を慎重に検討をしていただきたいと思います。

また、特殊部品代を事業費総額の検討から外した場合の VFM については、若干の改善はしますが、配点が変わらないというご回答でありましたので、総合評価としても、問題がないのではないかと思います。

金谷会長：次に、私の質問に対するご回答をいただきました。売電収入の取扱いにおける責任の範囲については、現時点では明確にすることができなかったが、長期包括委託の

導入にあたっては、事業者との対話などの方法により、行政と事業者相互の責任の範囲を明確にする必要があるということのご回答だと思えます。

一方、同等品の使用につきましては、同等品を使用した場合に、設備の性能に影響を及ぼす可能性がある製品は何なのかを見極めるということも重要であり、「安全、安心、安定した施設運営」の観点から同等品の使用の範囲を慎重に行政として判断しなければいけないという責任があるということでもよろしいでしょうか。

では、今の論点②に関しまして、ほかの委員、何かご意見がございましたらどうぞ。よろしゅうございますか。

(意見なし)

では、意見がないようですので、論点②「D' の VFM 改善の可能性について」は、結論として、事業者努力による経費削減効果が発揮されるための条件のうち、「売電収入の取扱い」における責任の範囲について、現時点で明確にすることができなかったが、令和 12 年度からの長期包括委託の導入にあたっては、事業者との対話などの方法により、行政と事業者相互の責任の範囲を明確にする必要がある。

一方、「同等品の使用」については、事業者自らの責任で同等品の調達を行うことを条件に同等品の使用を認めている自治体があり、実際に事業者努力による経費削減効果が確認されており、VFM 改善の実現可能性がないとは言えないということです。そこで、パターン D' の令和 12 年度からの長期包括委託の導入にあたっては、「安全、安心、安定した施設運営」の観点から同等品の使用の範囲を慎重に行政として判断するとともに、事業者努力による経費削減効果が期待できるように、行政において、条件設定を行う必要があるということでもまとめさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

金谷会長：では、そのように審議会として論点②の結論とさせていただきます。

次に、論点③「技術継承の観点について」ですが、当日配布されました技術継承の観点の資料に対して、永榮副会長からいずれのパターンも同様に◎と評価されているが、感覚的に疑問が生じるという意見や、澤村委員から職員を新規採用することになれば人件費が変わり VFM も変わるのではないかと質問がありました。また、私から技術継承や身分移管に関して、組合と両市が協議をして、ある程度整理したものを回答いただきたいと申し上げております。

事務局より回答をよろしく申し上げます。

事務局（梅垣）：論点③に関する質問回答ということで、このペーパーの 4 ページをお開きいただきたいと思えます。



それでは回答を申し上げますが、永榮副会長からご質問がございました点を踏まえ、会長から説明ということでご指示がありました。そこで、論点③につきましては別紙3でご説明させていただきます。

別紙3というのはこの中での先ほど別紙1、2の後の縦の表でございます。これをご説明いたします。

この表につきましては、前回第1回審議会でご説明している資料の修正版となっております。どこを修正したのかといいますと、中段から下のDとD'の技術継承の評価を追加したところの丸を全体◎といたしておりましたが、今回の修正では○といたしました。その理由につきましては、D、D'のパターンにつきましてはA、B、Cに比べて条件がはっきりとこのように書かれております。そのことによってA、B、Cと同等には評価できないと考えまして、条件を満たすことで円滑なソフトランディングが可能とするならば何とか○ということになるのではないかと考えております。◎と同等ではないけれども、ソフトランディングは条件を整えば可能とみなすことができますので○と評価させていただきました。

この結論といたしましては、D、D'のパターンでは、技術継承（技術水準の維持）を行いながら、円滑なソフトランディングが可能となるための「ただし書き」の条件が複数ございます。そこで、D、D'パターンの導入にあたっては、技術継承（技術水準の維持）を行いながら、円滑なソフトランディングが可能となるための付帯条件を満足するよう、最大限私たちは努力させていただきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいというのが結論でございます。

それと、金谷会長から技術継承や身分移管に関する両市の見解の統一というご質問がございましたが、その点については論点④でご回答させていただきたいと思っております。

また、澤村委員から、新規採用職員の人件費を考慮した場合の人件費の算出につきましては、論点⑤の損益分岐点グラフの中でご説明申し上げたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

金谷会長：事務局から私の質問については論点④で、澤村委員の質問については論点⑤で説明するという回答であり、ここでは永榮副会長の疑問に対する回答がありました。永榮副会長、この回答を受けて何かご意見等はございますか。

永榮副会長：今回修正いただいた「技術継承の観点」についての資料の説明を聞かせていただきまして、感覚的には納得できました。ありがとうございました。

ただし、パターンD及びD'におきましては付帯条件が非常に多くありますので、円滑なソフトランディングができるような形で、技術継承に係る付帯条件をクリアするための努力をしていただきたいと思います。

事務局（梅垣）：承知いたしました。ありがとうございます。

金谷会長：では、論点③につきまして、ほかの委員の方々から質問、ご意見がございましたらどうぞ。ございませんか。よろしいですか。

(意見なし)

意見がないようでございますので、論点③「技術継承の観点について」は、結論として、D、D' のパターンでは、技術継承（技術水準の維持）を行いながら、円滑なソフトランディングが可能となるための条件が複数あるため、このパターン導入にあたっては、技術継承（技術水準の維持）を行いながら、円滑なソフトランディングが可能となるための付帯条件を満足するよう最大限努力すべきであるということでもまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

金谷会長：それでは、このように審議会として、論点③の結論とさせていただきます。

次に、論点④「ただし書きの条件について」ですが、永榮副会長から身分移管についての質問がありました。

また、私から身分移管に関して「配置転換となる職員に関すること」や「地方公務員法に関わること」などを質問させていただきました。

先ほど論点③において、私からの技術継承や身分移管に関し、組合と両市が協議をしてある程度整理したものについての回答は論点④で行うということでしたので、事務局から併せて回答をよろしくお願いします。

事務局（梅垣）：論点③の4ページのところで金谷会長から技術継承や身分移管に関する点につきまして、両市と組合で統一した見解をくださいということでもございました。論点④に関しましては、1ページの永榮副会長質問の中段下線部のところですが、令和4年からほぼ毎年配置転換が必要となるというような算出になっておりまして、7名から8名の配置転換が必要という想定で、これだけの人数を配置転換ということになりますと、例えば市の職員として身分移管を伴う方法によるというような場合には、受け入れ側の四條畷市、交野市双方の受け入れ体制がそもそもできていなければこの条件自体、満足することができない。円滑なソフトランディングができないという事態にもなりかねないという懸念があるのではないかとのご質問。それと、その下ですが、将来的に身分移管を伴う配置転換ということになりますと、これまで従事されていた業務とは全く異なる分野の業務につく可能性も想定される場所ですので、配置転換に当たっては対象となる方の希望などを踏まえて、よりスムーズな配置転換を行う必要があるのではないかとのご質問です。それらに対しまして、私どものほうはこの論点④に関する質問回答の3ページのほ

うで、両市と組合で協議した結論を述べます。

安全・安心・安定した施設運営を継続するためには、適切な技術継承ができる組合職員の適正な配置が重要であると考えます。そのためには、組合職員の年齢構成の問題や身分移管問題、配置転換となる職員の希望への配慮等様々な問題を解決しなければなりません。それらの問題の解決にあたっては、両市の受け入れ体制が必要であることや、配置転換となる職員の希望等への配慮が必要であることは、十分認識しております。

そして、これらの課題を具体的に検討するために、来年度以降に四條畷市と交野市と施設組合の3者が実施計画を策定します。実施計画の策定にあたり、定年延長に関する国の動向や組合職員の退職者の動向、四條畷市、交野市の財政状況を適切に把握し、配置転換が必要となる人員の身分移管や組合職員の新規採用と両市の人事における採用計画との整合を図るなど、施設管理運営に支障をきたさないように詳細に検討するよう、努めてまいりますというのが結論でございます。

以上でございます。

金谷会長：事務局から副会長と私に対する、身分移管についての回答がありました。まず永榮副会長のご回答を受けていかがでございますか。

永榮副会長：今の回答を受けまして、身分移管に関しましては前回の審議会で金谷会長もおっしゃっていましたように地方公務員法にも関わる問題でありますので、配置転換をする組合側と配置転換により職員を受け入れる両市側で十分に協議をしていただく必要があるかと思えます。

また、組合の職員の方というのは、ごみ処理施設の管理運営という特定の業務に従事されていますので、身分移管を行って配置転換となりうる時の不安を少しでも解消してもらうためには、事前に職員の希望などにも配慮していただきたいと思えます。

今後、実施計画を策定される中で、職員の将来をも十分踏まえて、身分移管に関し、組合と両市の協議において、慎重にご対応していただきたいと思えます。

金谷会長：では次に、私は、前回の審議会におきましても、組合の管理者から諮問を受け、この審議会は管理者へ答申を出すこととなりますが、答申の内容は組合だけに限らず、組合を構成する四條畷市、交野市の両市にも関わることであり、両市は答申の内容を最大限尊重するように申し上げております。

このことから、身分移管を行い、両市へ配置転換をするにあたっては、受け入れ側であります四條畷市、交野市の姿勢が重要であると思えます。

今後、実施計画の策定にあたりましては、定年延長の動向、退職者の状況、身分移管、組合及び両市の職員採用計画など、様々な課題があり、また導入までの準備期間が短い状況ではありますが、適切な事務処理及び技術継承を行いながら、ソフト

ランディングして行けるよう、四條畷市、交野市及び組合において、積極的に協議を行っていただきたいと思っております。

以上、私の意見なり回答を受けての考え方でございます。

他の委員の方で、論点④につきましてご意見がある方がありましたらどうぞ。

(意見なし)

では、意見がないようでございますので、論点④「ただし書きの条件について」は、結論として、身分移管を伴う方法により円滑なソフトランディングを行う場合には、受け入れ側の四條畷市、交野市の双方の受入体制が必要であることに留意すべきである。また、組合プロパーの職員は、ごみ処理施設の管理運営という、いわば特定の業務についており、将来的に身分移管を伴う配置転換ということになると、これまで従事してきた業務とは全く異なる分野の業務につく可能性も想定されます。

そこで、配置転換にあたっては、対象となる職員の希望などにも配慮し、よりスムーズな配置転換を行う必要があると考える。

今後、両市及び組合で実施計画を策定することになるが、導入までの準備期間が少ないことから、実施計画においてリスクマネジメントの徹底に努め、適切な事務及び技術継承を行いながら事業が無理なくソフトランディングできるよう、四條畷市、交野市及び組合において、積極的な協議に努めるべきであるということでもまとめさせていただきます。

(異議なし)

金谷会長：ありがとうございます。それでは、このように審議会として、論点④の結論とさせていただきます。

次に、論点⑤「DBO 方式の将来的優位性について」ですが、二重経費について、基幹的設備改良 DBO の導入による効果について質問がありました。また、先ほどの論点③において、澤村委員への回答は論点⑤で行うということでしたので、事務局から併せて回答をお願いします。

事務局（梅垣）：それでは、私のほうから論点⑤の質問回答をさせていただきます。お手元の資料の論点⑤に関する質問回答の 1 ページの一番下をご覧ください。

まず澤村委員から、先ほどの別紙 2 の資料にかかっているところですが、上から 4 行目に 5 億 9157 万 16 円、この金額が二重経費の金額ということでご質問いただいております。これに対してどうなのかというようなご質問と、2 つ目が損益分岐点のグラフを示していただきたいということと、新規採用職員を含めた経費についても示していただきたいというご質問がございました。

まず回答ですが、次の 2 ページになりますが、最初の質問の 5 億 9157 万円に関する

考え方ですが、二重経費についてはどういう考え方なのか、その金額はどのように求められるのか。先ほど私どものほうから論点②別紙 2 で説明をしましたが、もう一度説明させていただきたいと思います。

まず、二重経費についてご説明申し上げます。

令和 4 年度から令和 18 年度までの期間におきまして、D、D' のパターンを導入した場合に、熱回収施設において令和 4 年から 18 年に数名ずつ「委託に伴って配置転換が必要となる人員に係る経費」が生じます。「委託に伴って配置転換が必要となる人員に係る経費」において、配置転換により身分移管し、構成両市へ異動した人員に係る経費は組合の負担にはなりません。配置転換の対象となったものの身分移管が行えず、構成両市へ異動することなく組合で抱えることとなった人員に係る経費は組合が負担することになります。この場合は、組合は委託にかかる経費と合わせて二重の経費負担になります。そこで、「配置転換の対象となったものの身分移管が行えず、構成両市へ異動することなく組合で抱えることとなった人員に係る経費」を二重経費として定義しましてシミュレーションを行いました。

そして、先ほどの資料の別紙 1 が二重経費を含まない場合、別紙 2 が二重経費を含む場合となっております。配置転換が円滑に行われた場合は、別紙 1 のシミュレーション結果となり、二重経費は生じないこととなります。

続きまして、二重経費、つまり配置転換が必要となる人員の人件費の金額ですが、別紙 1 と別紙 2 において熱回収施設の直営人件費として計上している「5 億 9,157 万 16 円」とご指摘がございましたが、私ども事務局の事前説明不足でございましたことをお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

これにつきましては、包括的運営の場合でも熱回収施設の運営に必要な直営人件費でございまして、P. 109 で示す「配置転換が必要となる人員」の人件費ではございません。配置転換が必要となる人員の人件費は、先ほどもご説明申し上げましたとおり、「その他施設管理」の「人件費※直営」に含めて計上しております。P. 115 が「配置転換が必要となる人員の人件費を考慮しない場合」、P. 116 が「配置転換が必要となる人員の人件費を考慮する場合」ですから、「配置転換が必要となる人員の人件費」の金額としては、P. 116 と P. 115 の差により求めることができます。したがって、先ほど論点②でご説明させていただきましたように、D では、約 3.1 億円、D' では約 3.7 億円となっております。これが二重経費の考え方と金額でございまして、続きまして、次のページの質問回答の 4 ページ、新規職員を考慮した場合の二重経費の試算、その次の 5 ページの二重経費の損益分岐点グラフにつきまして、説明させていただきます。

事務局（山崎）：新規職員を考慮した場合の二重経費の試算に対するご回答を差し上げます。

新規職員の採用計画を考慮した人員数の表を、P. 4 にお示ししております。これは本編の P. 109 に配置転換が必要となる人員数という表がございましたが、この表に新規職員を追加したものです。

この P.4 の表の B に新規採用の数を示しています。具体的には令和 5 年度に 1 人、令和 10 年度に 1 人、令和 15 年度に 1 人ずつ採用されるという計画です。その下の B' は累計の人数として各年度にどれぐらいになるのかというところ。一番下の A+B' が今回新規職員を考慮したときの、配置転換が必要となる各年度の人員の数を累計でお示ししているものです。

このとき、先ほどの別紙 2 の P.116 の配置転換が必要となる人員の人件費を考慮する場合のシミュレーションでどのように変わるかというところです。先ほど青字でご説明したその他施設管理の人件費の数字が、先ほどの P.116 では D で約 26.7 億円だったところが、今回新規職員を考慮しますと P.4 に書いてあるとおり 28.8 億円になります。先ほどの P.116 よりも約 2.1 億円増えているというところになります。先ほどと同じ考え方で、P.115 との差分から配置転換が必要となる人員の人件費を計算しますと約 5.2 億円になります。VFM としては -2.93% になってしまうというところです。

続いて、D' の方は先ほどの青字のところでは約 26.7 億円だったところが、新規職員採用を考慮すると約 28.8 億円になります。同じく約 2.1 億円増え、配置転換が必要となる人員の人件費の分としては差分で約 5.8 億円になります。現在価値の VFM としては -8.29% になるという試算結果になりました。

続いて、基幹的設備改良工事にかかる費用についてです。別紙 4 に、先ほどの別紙 2 のほうでは 3.1 億円や 3.7 億円、今ご説明したものでは 5.2 億円や 5.8 億円というこれら二重経費を、基幹的設備改良工事 DBO を導入したときに吸収できるのかどうかというシミュレーション、損益分岐のグラフをお示ししております。

基幹改良工事の費用につきましては、今後の施設の傷み方や、工事費の動向も影響することから、現時点では想定が非常に困難です。四交クリーンセンターの建設工事契約は平成 26 年度ですけれども、労務単価、資材価格が高騰し始めたときでした。それ以降ずっと高騰が続いております。また今後、働き方改革の導入により高騰したまま下がらず、建設業、製造業、プラント工事業も高騰するものと予想されます。そういった状況ですので、あくまでも仮の設定とならざるを得ませんが、基幹改良工事の費用を当初建設費の約半分、税抜きで約 50 億円と仮定して、その後のさらに 20 年間の運営費を現在と同等とすれば、約 190 億円になります。今回のシミュレーションでは 15 年間で約 140 億円となっていましたので、それを単純に 20 年間に延ばすと約 190 億円になるというところです。したがって、基幹改良工事とその後の運営費の合計としては約 240 億円になるというところです。

この 240 億円を、どれほど VFM を見込んで下げられるのかという話ですが、他の自治体で基幹的設備改良 DBO を既に導入されている自治体、本編 P.68 にも書いておりますが、箕面市、倉敷市、薩摩川内市、鈴鹿市、これらの自治体で基幹改良工事 DBO を導入されております。これらのうち、VFM が公表されているのを見ますと、鈴鹿市では特定事業の選定時、これは事前検討時ですが、事前検討時の VFM としては 3.82%、実際に事業者が落札されたときの金額で VFM を計算した事業者選定後の VFM

については公表されていませんでした。薩摩川内市のほうは事前検討時の VFM は 2.58%、事業者選定後の VFM は 17.60%となっています。

四交クリーンセンターにおいて将来基幹的設備改良 DB0 の検討を行う際には、同様に VFM の試算を改めて行う必要がありますけれども、仮にほかの事例と同程度、シミュレーション時の VFM を約 3%とすれば、先ほどの 240 億円の 3%なので、それが削減できる。7.2 億円の経済性効果が見込めることになるということです。

別紙 4 のグラフのほうですが、横軸が VFM です。基幹的改良工事 DB0 で 3%のときに縦軸の削減額としては大体 7.2 億円になるというグラフになっております。VFM がいくら見込めるのか非常に曖昧な部分がありますが、横軸が VFM で、だんだん上がっていくとももちろん削減額も上がっていくというグラフになっております。

先ほどの二重経費の金額として横一線のグラフをお示ししております。下からパターン D のときの二重経費の金額 3.1 億円、その上の緑がパターン D' のときの二重経費の金額 3.7 億円、その上、紫色の横グラフが先ほどの新規職員を考慮したときのパターン D のときの二重経費で 5.2 億円、一番上の水色が先ほどの新規職員を考慮したときのパターン D' で 5.8 億円となっております。

このグラフが交わるところがちょうど損益分岐になるということです。VFM が 2%から 3%ぐらいあれば、二重経費を VFM のほうが上回ってくるというグラフになっております。

結論といたしましては、資料の P.5 ですが、基幹的設備改良 DB0 事業での VFM が 2.0 から 3.0%のとき、それによって得られる事業費の削減効果が令和 4 年度から 18 年度における配置転換の対象となったものの身分移管が行えず、構成両市に異動することなく組合で抱えることとなった人員に係る経費（二重経費）を上回るものと考えられます。

説明は以上です。

金谷会長：ただいま、事務局から澤村委員の質問に対する回答がありました。澤村委員、回答を受けて何かご意見等はございませんか。

澤村委員：ありがとうございました。今の回答で、二重経費の金額について、また新規採用職員を考慮した場合の二重経費の試算については大変理解させていただきました。また、両市への配置転換が確実に行われた場合は、組合に関しては二重経費にはならないが、両市への配置転換が行われない場合には二重経費となるということもわかりました。

それから、基幹的設備改良 DB0 について、他事例と同程度の VFM のシミュレーションを行った結果として、二重経費となった場合であっても、当初に必要な二重経費も将来的には、それを上回る経済性効果が見込めるということでありましたので、安心いたしました。ありがとうございました。

金谷会長：それでは、他の委員から、論点⑤に関しましてご意見、ご質問がございましたらどうぞ。よろしゅうございますか。

(意見なし)

意見がないようですので、論点⑤「DBO方式の将来的優位性について」は、結論として、パターンD、D'は、令和4年から令和18年において、組合職員の配置転換が行われない場合には、一時的に二重経費が生じるが、令和19年度以降に基幹的設備改良DBO方式を採用することで、事業費削減効果が二重経費を上回るシミュレーションであったということ。

あり方検討報告書には、「基幹的設備改良DBO方式は令和16年度頃からの延命化対策を計画する中で再度検討を行う」と記載していますが、現段階においては、将来的にはDBO方式は経費の削減効果として優位性があると言えるということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

金谷会長：それでは、このように審議会として、論点⑤の結論といたします。次に、この論点以外に、ご質問、ご意見があればどうぞ。

(質問なし)

ご質問がないようですので、あり方検討報告書全体の内容については、妥当性があるということで、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

金谷会長：それでは、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討報告書全体の内容について妥当性があるということでございますが、第1回目から私は諮問の中にも報告書の妥当性について総合的な観点から審議をいただくということで施設管理者から諮問をいただきました。その中で、第1回の審議会でも総合評価について円滑なソフトランディングが可能であります、技術継承、ノウハウの継承の観点がないように思われるということで指摘をいたしまして、事務局に論点整理を依頼してまいりました。このように、総合的な多角的な観点からも本日論点③として技術継承としてご審議なりご議論をいただき、事務局からも回答をいただきました。このことも含めまして、審議会の結論といたしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。



(異議なし)

金谷会長：それでは、ここで15分程度の休憩を取りまして、これまでの審議を踏まえて答申(案)の作成を事務局でお願いいたします。休憩後に答申(案)につきまして審議をしたいと思います。

休憩

答申(案)作成

金谷会長：それでは、審議会を再開します。これまでの審議を踏まえて答申(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局(二神)：答申案を読ませていただきます。

四條畷市交野市清掃施設組合ごみ処理施設の管理及び運営のあり方について(答申)。

令和2年1月16日付け畷交清組第947号で諮問があった標記について、下記のとおり答申いたします。

記

1. ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討報告書の妥当性について。

ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討報告書(以下、「報告書」という。)では、四條畷市交野市清掃施設組合(以下、「組合」という。)の現状の管理運営の実態を把握し、事務の共同処理方式や管理運営方式を整理決定し、令和19年度に基幹的設備改良DBO方式を導入することを設定して、それまでの令和4年度から令和18年度までの期間を「委託化を進めていく期間」として適切に技術継承を行いながらソフトランディングする方法も含めA、B、C、D、D'の5つの導入パターンについて総合評価を行い、それらのパターンに優先順位をつけられていた。

これらの内容全般について、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方審議会(以下、「審議会」という。)において審議を行ったが、とりわけ5つの導入パターンの優先順位の根拠となる総合評価の妥当性に関しては、論点を設定して集中的に審議した。さらに、報告書には技術継承に関して明確な評価が記載されていなかったため、総合評価の対象であるA、B、C、D、D'の5つの導入パターンにおいて、技術継承の観点からも評価を行った。

その結果、技術継承の観点において、A、B、Cのパターンは、適切な技術継承技術水準の維持は可能と言えるが、D、D'のパターンは、技術継承(技術水準の維持)を行いながら、円滑なソフトランディングが可能となるための条件が複数あることから、D、D'パターンの導入にあたっては、技術継承(技術水準の維持)を行いながら、円滑なソフトランディングが可能となるための付帯条件を満足する必要がある。

ると考える。

ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討報告書の妥当性については、報告書の内容や、技術継承の観点からの評価を追加したとしても総合評価は変わらないことから、5つの導入パターンの優先順位等全てにおいて妥当性があるとの結論に至った。ただし、長期包括運営委託においては、事業者努力により点検整備費や人件費等が削減されている事例が他都市で見受けられることから、D'の導入パターンにおける将来の事業者努力を期待して、Dの導入パターンと同等にD'の導入パターンを評価すべきであると考えます。

## 2. 実施計画策定に関する留意事項。

今後、両市及び組合で実施計画を作成することになるが、前提として、答申内容を構成両市においても最大限尊重するよう努められたい。

具体的な実施計画の策定にあたっては、集中審議した論点における結論にある「論点②におけるパターンD'の令和12年度からの長期包括委託の導入にあたり、事業者努力による経費削減効果が期待できるように、行政による条件設定」、「論点③における適切な技術継承を行うための付帯条件に対する最大限の努力」、「論点④における組合職員の身分移管や配置転換に関する事項」に留意し、定年延長に関する国の動向や組合職員の退職者の動向、四條畷市、交野市の財政状況を適切に把握し、配置転換が必要となる人員の身分移管や組合職員の新規採用と両市の人事における採用計画との整合を図るなど、ごみ処理施設の管理運営に支障をきたさないよう詳細、かつ、慎重に検討されたい。

最後に、導入までの準備期間が少ないことから、実施計画においてリスクマネジメントの徹底に努め、適切な事務及び技術継承を行いながら事業が無理なくソフトランディングできるよう、四條畷市、交野市及び組合において、積極的な協議に努められたい。

以上でございます。

金谷会長：ただいま事務局から説明がありました答申（案）につきましては、今お手元に行ったところでございますので、本日持ち帰っていただき、意見等がございましたら次回審議会までに委員の皆様個々に事務局へご連絡いただき、調整をお願いしたいと思います。

また、事務局においても、意見等を反映した答申（案）を作成し、次回の審議会へ提出してください。

次回の審議会で答申の内容を確定してまいりたいと思いますが、皆様方、このような取り扱いでいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

（異議なし）

金谷会長：では、答申（案）につきましては、次回の審議会で確定してまいります。

## 2. その他

事務局（奥田）：次回の審議会の内容につきまして、ご説明申し上げます。

答申（案）につきましての審議をしていただき、確定していただいた後、本組合の東管理者へ答申をしていただく予定をさせていただきます。

次に、次回の審議会の日程についてでございますが、3月19日木曜日の10時から、本日同様に本組合の管理棟2階、大会議室を予定しております。

よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

金谷会長：ありがとうございます。皆さんお忙しいと思いますが、3月19日木曜日10時からよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。